

コイヘルペスウイルス病（KHV 病）まん延防止にかかる指示について

1 コイヘルペスウイルス病（KHV 病）について

コイヘルペスウイルス病（KHV 病）は、マゴイとニシキゴイに発生する病気。平成 15 年に国内で初めて発生が確認されて以降、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病として指定されている。幼魚から成魚まで発生し、死亡率が高い。感染したコイから水を介する接触により別のコイに感染するが、コイ以外の魚やヒトには感染しない。また、KHV 病が発生した池や湖の魚を食べたとしても、人体には全く影響がない。現在、有効な治療法はないため、コイの人為的な移動を制限する等の対策をとることでまん延防止を図っている。

発病すると、次の症状があらわれる。

- | | | |
|-----------|-----------|----------------|
| ○行動が緩慢になる | ○餌を食べなくなる | ○鰓の退色やびらん（ただれ） |
|-----------|-----------|----------------|

2 指示案の概要

本県では H16 に初めて確認されたため、特定疾病 KHV 病に感染したコイの人為的な移動によるまん延を防止し、県内の内水面漁業の保護を図るため H16 年より当委員会の指示を 1 年毎に継続して発出している。

平成 16 年度から平成 29 年度までは KHV 病が発生した水域を対象として指示し、新たに発生した場合、その都度委員会指示の水域の範囲を追加していたが、既発生水域が県内の水面の多くを占める状況となったことから、平成 30 年度からは県内全域を対象とした指示に変更している。

- | |
|---|
| ○ 指示をする範囲：変更無し（県内全域） |
| ○ 指示の有効期間：変更無し（1 年）令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。 |

3 指示の案（裏面参照）

指示内容について、制限している内容が分かりやすくなるよう文言の修正をする。

（制限する内容に変更はありません）

また、適用除外としている「公的機関が実施する疾病検査等に供する場合」は持ち出す場合の適用除外であったことから、削除する。

（現在の指示において「持ち出し」は禁止していない）

4 公報等

3 月末の鳥取県公報（告示）、鳥取県漁業調整課の HP に掲載するほか、市町村の協力も得て周知。また、県内鯉養殖場及び他都道府県に対しても通知。

5 KHV 病発生の確認状況（R 6. 2 月末時点）

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21～H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
KHV 病確定件数	71	46	1	13	4	0～6件/年	0	0	1	0	0	0

※ 県による検査で対象のコイ群が陽性と診断された回数。

※ 県による検査は、現在、未発生水域で KHV 病の可能性のある場合のみ実施しているため、発生件数は把握できていない。

※ 令和 5 年度のコイ斃死の連絡は 2 件

（すべて既発生水域での事例であったため、検査件数は 0 件）

指示（案）

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の~~放流持出し~~について次のとおり指示する。

令和6年3月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、~~他の水面（コイの養殖場を除く。）から持ち出した~~コイを放流してはならない。ただし、~~採捕した水面にすみやかに再び放流する場合、コイの養殖場から持ち出した場合公的機関が実施する疾病検査等に供する場合又はコイヘルペスウイルス病のPCR検査で陰性が確認された場合は、この限りでない。~~

2 指示期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

※ 令和5年度の指示からの変更箇所は、下線及び取消線のとおりです。

※ 告示の際に字句の修正があった場合は会長に一任をお願いします。